

## 令和6年度みやぎの女性つながりサポート型支援事業（県南地域）

### 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が、「みやぎの女性つながりサポート型支援事業（県南地域）」の業務委託を行うに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を決定するために必要な事項を定める。

#### 1 委託業務の目的

様々な困難な課題や不安を抱える女性や女の子を重点的に支援するため、地域の実情に応じた支援が可能なN P O等の創意工夫を活かし、社会との絆・つながりの回復を図ることを目的とする。

#### 2 委託業務の内容

##### （1）事業内容

「令和6年度みやぎの女性つながりサポート型支援事業（県南地域）」企画提案に係る仕様書のとおりとする。

##### （2）事業地区

地域	市町村
県南	白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町

##### （3）委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

※国の交付決定により、金額や内容等に変更が生じる場合がありますので、予め御了承願います。

#### 3 事業費（委託上限額）

2,880,000円（消費税及び地方消費税相当額分を含む）

※なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

#### 4 企画提案に応募できる事業者

（1）業務に関する専門知識や技術を有し、業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

（2）宮城県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人等（特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等のほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体）の応募に限る。なお、複数の法人等と共同で提案・参加することもできる。ただし、次の「応募の条件」の適用は共同する法人等、全てに適用される。応募する場合、希望地域を選択するものとし、複数の地域に応募することができる。

- (3) 県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (6) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (8) 当該業務を円滑に履行できる体制が整備されていること。
- (9) 本県の指示に柔軟に対応し、隨時迅速かつ具体的な連絡や協議等が可能であること。

## 5 企画提案実施に係るスケジュール（予定を含む）

- (1) 企画提案募集に関する公告（環境生活部共同参画社会推進課及び出納局契約課のホームページへ掲載）  
令和6年2月29日（木）
- (2) 事業実施に関する質問受付  
令和6年3月6日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 質問に対する回答  
令和6年3月11日（月）
- (4) 企画提案書の提出  
令和6年3月18日（月）午後5時まで（必着）
- (5) プレゼンテーション審査  
令和6年3月26日（火）
- (6) 選定結果の通知及び公表  
令和6年3月下旬
- (7) 契約締結  
令和6年3月下旬（予定）

## 6 企画提案の事項

- (1) 県内における、様々な困難や課題を抱える女性が置かれている現状及び課題の分析、課題解決の方向性
- (2) 1次相談、2次相談、相談に繋げるための取組における工夫や内容
- (3) 業務全体に係る実施体制・運営体制

## 7 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

- (1) 受付期間 令和6年3月6日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出する。  
電子メールアドレス danjyo@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答 受付期間内に到着した質問に対する回答は、集約したものを本県公式ウェブサイトの環境生活部共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する。（質問者

の氏名・名称等は公表しない。)

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和6年3月18日(月)午後5時まで(必着)

### (2) 提出方法

持参または郵送とする。

### (3) 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎13階(南側)

### (4) 提出書類

イ 企画提案届出書(様式第2号) 1部

ロ 企画提案書 10部

(イ) 規格はA4判とする。

(ロ) 表紙を付け、表紙には提案事業者の名称を記載すること。

(ハ) 各ページに通し番号を付すること。

(二) 片面印刷で35ページ以内とすること。(表紙及び目次はページ数に含まない。)

ハ 企画提案募集条件に係る宣誓書(様式第3号) 1部

ニ 類似業務の受託実績(様式第4号) 10部

ホ 事業経費積算書(様式第5号) 10部

### (5) 提出後の変更等

提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

### (6) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本実施要領に従っていない場合

ハ 下記9(4)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、

第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

## (7) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 9 契約相手方の決定

### (1) 契約予定者の選定

企画提案書の受領後、「令和6年度みやぎの女性つながりサポート型支援事業（県南地域）」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を契約予定者として選定する。

### (2) 審査方法

- イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）について、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

### (3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	配点 (点)
1	企画の妥当性 ① 提案内容は事業趣旨に沿った企画であるか	10
2	1次相談体制の構築 ① 1次相談（電話相談、SNS相談、メール相談等）の内容が相談者にとって利用しやすいよう工夫がなされているか ② 1次相談から2次相談（対面相談、アウトリーチ型支援、同行支援等）へ繋ぐための工夫がなされているか	30
3	2次相談体制の構築 ① 2次相談に関する提案内容は効果的であるか ② 他団体と連携した支援がなされているか	20

4	相談に繋げるための取組 ① 市町村や企業等と連携した出張相談会、他団体（フードバンク等）と連携した居場所の提供など、相談に繋げるための取組がなされているか	10
5	人員体制 ① 提案内容を適正かつ確実に実施できる人員体制となっているか	10
6	広報 ① 広く地域に周知できる工夫がなされているか	10
7	相談実績 ① 様々な困難を抱える女性について、社会とのつながり・絆を回復するための相談や支援サービス及び居場所の提供等を行うための専門性や取組実績を有しているか	10

□ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位以下：0点

#### (4) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和6年3月26日（火）

※詳細は改めて書面にて通知する。

□ 実施会場 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁13階環境生活部会議室

#### ハ 審査方法

（イ）参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

（ロ）応募者1者当たりの持ち時間は35分（説明20分、質疑応答10分、評価5分）  
とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

（ハ）プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

（ニ）応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、  
プロジェクト及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配布や資料の差し替え等  
は認めない。

#### ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに  
書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県環境生活部共同参画社会推  
進課ホームページにて公表する。

#### （5）その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

### 10 応募者が1者又はない場合の取扱い

#### （1）応募者が1者の場合

上記9（4）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断  
される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

#### （2）応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

## 11 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

## 12 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。

なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。

(3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。

(5) 本事業は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が減額交付となったときは、契約手続きの中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。

(6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。

(7) 本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。